区分番号Ａ３０１－２に掲げるハイケアユニット入院医療管理料	ハイケアユニット入院医療管理料１	
	（14日以内の期間）	4,740点
	（15日以上21日以内の期間）	5,045点
	ハイケアユニット入院医療管理料２	
	（14日以内の期間）	2,240点
	（15日以上21日以内の期間）	2,545点
区分番号Ａ３０１－３に掲げる脳卒中ケアユニット入院医療管理料	脳卒中ケアユニット入院医療管理料	
	（14日以内の期間）	3,960点
区分番号Ａ３０１－４に掲げる小児特定集中治療室管理料	小児特定集中治療室管理料	
	（７日以内の期間）	13,908点
	（８日以上14日以内の期間）	11,876点
	（15日以上30日以内の期間）	12,181点
	（31日以上35日以内の期間）	12,388点
区分番号Ａ３０２に掲げる新生児特定集中治療室管理料	新生児特定集中治療室管理料	
	新生児特定集中治療室管理料１	
	（14日以内の期間）	8,330点
	（15日以上30日以内の期間）	8,635点
	（31日以上90日以内の期間）	8,842点
	新生児特定集中治療室管理料２	
	（14日以内の期間）	6,265点
	（15日以上30日以内の期間）	6,570点
	（31日以上90日以内の期間）	6,777点
区分番号Ａ３０３に掲げる総合周産期特定集中治療室管理料	総合周産期特定集中治療室管理料	
	母体・胎児集中治療室管理料	
	（14日以内の期間）	5,281点
	新生児集中治療室管理料	
	（14日以内の期間）	8,330点
	（15日以上30日以内の期間）	8,635点
	（31日以上90日以内の期間）	8,842点
区分番号Ａ３０３－２に掲げる新生児治療回復室入院医療管理料	新生児治療回復室入院医療管理料	
	（14日以内の期間）	3,655点
	（15日以上30日以内の期間）	3,960点
	（31日以上120日以内の期間）	4,167点
区分番号Ａ３０５に掲げる一類感染症患者入院医療管理料	一類感染症患者入院医療管理料	
	（14日以内の期間）	7,202点
	（15日以上30日以内の期間）	6,287点
	（31日以上の期間）	6,494点

区分番号Ａ３０７に掲げる小児入院医療管理料	小児入院医療管理料	
	小児入院医療管理料１	
	（14日以内の期間）	2,740点
	（15日以上30日以内の期間）	3,045点
	（31日以上の期間）	3,252点
	小児入院医療管理料２	
	（14日以内の期間）	2,232点
	（15日以上30日以内の期間）	2,537点
	（31日以上の期間）	2,744点
	小児入院医療管理料３	
	（14日以内の期間）	1,826点
	（15日以上30日以内の期間）	2,131点
	（31日以上の期間）	2,338点
	小児入院医療管理料４	
	（14日以内の期間）	1,216点
	（15日以上30日以内の期間）	1,521点
	（31日以上の期間）	1,728点
	小児入院医療管理料５	
	（14日以内の期間）	301点
	（15日以上30日以内の期間）	606点
	（31日以上の期間）	813点
	注１　基本診療料の施設基準等第九の九の⑺に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院の病棟において小児入院医療管理が行われた場合には、１日につき所定点数に100点を加算する。	
	２　当該病棟に入院している患者が人工呼吸器を使用している場合は、１日につき所定点数に600点を加算する。	
	３　基本診療料の施設基準等第九の九の⑻に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院に入院している患者（小児入院医療管理料３、小児入院医療管理料４又は小児入院医療管理料５を算定している患者に限る。）について、重症児受入体制加算として、１日につき所定点数に200点を加算する。	

6　３の規定にかかわらず、別に厚生労働大臣が定める病院（４に規定する病院及び５に規定する病院を除く。以下「６に規定する病院」という。）であって、医科点数表第１章第２部第３節特定入院料のうち次の表の左欄に掲げる診療料に係る届出を行ったものの病棟における療養に要する費用の額の算定については、同欄に掲げる診療料に係る算定要件を満たす患者ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を所定点数に加算するものとする。

区分番号Ａ３００に掲げる救命救急入院料	救命救急入院料	
	救命救急入院料１	
	（３日以内の期間）	8,087点
	（４日以上７日以内の期間）	7,147点
	（８日以上14日以内の期間）	5,841点
	救命救急入院料２	
	（３日以内の期間）	9,611点
	（４日以上７日以内の期間）	8,534点
	（８日以上14日以内の期間）	7,264点